

有田町長 様

有田町地方創生移住支援金交付申請書

有田町地方創生移住支援金交付要綱第5条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年	月 日
住所	〒	電話 番号	
メール アドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（1の申請者は含まない。）	人
			上記世帯員の人数のうち18歳未満の世帯員の人数※	人
移住支援金の種類	就業	テレワーク	起業	

※ 交付申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員の人数を記入してください。

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙1「有田町地方創生移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「有田町地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
交付申請日から5年以上継続して有田町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 交付申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する

(テレワークの場合のみ記載) 有田町への移住の意思について	A. 自己の意思 である	B. 所属からの命 令である
----------------------------------	-----------------	-------------------

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 東京23区への在勤履歴※

期間 (年月日～年月日)	就業先	就業地

※ 東京23区外に居住し、かつ、東京23区内へ通勤していた場合のみ、5年以上の在勤履歴を記載してください。

※ 申請には通算5年以上の東京23区への在住又は東京圏から東京23区への在勤期間が必要であり、当該在住期間と通勤期間は合算することができます。

※ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学し、及び東京23区内の企業等へ就職した場合は、通学期間も移住元としての対象期間に含めることができます。

※ 東京23区への在勤後、移住前に東京23区外での在勤履歴があれば記載してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

様式第1号（別紙1）

有田町地方創生移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 有田町から、有田町地方創生移住支援金（以下「支援金」という。）に係る状況報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。
- 2 申請者及びその世帯員は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。なお、有田町が必要な場合には、伊万里警察署等に照会することについて承諾します。
  - (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 以下の場合は、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（以下「県要領」という。）第5-1-(2)、有田町補助金等交付規則第14条及び有田町地方創生移住支援金交付要綱第9条の規定に基づき支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に有田町以外の市町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に有田町以外の市区町村に転出した場合：半額

様式第 1 号（別紙 2）

佐賀県及び有田町地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い

- 1 佐賀県及び有田町は、佐賀県及び有田町地方創生移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 佐賀県及び有田町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 3 有田町は、定期的に住民基本台帳による居住確認を行うとともに、転出した場合はその転出先の確認を行う場合があります。